

産業技術大学院大学修学補助金交付要綱

制定 平成 21 年 2 月 6 日区長決定 要綱第 9 号
改正 平成 21 年 3 月 31 日部長決定 要綱第 151 号
改正 平成 31 年 3 月 29 日部長決定 要綱第 149 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、区内の中小企業に勤務する従業員（以下「従業員」という。）のスキル向上を支援するため、従業員の産業技術大学院大学（以下「大学院大学」という。）への修学の促進に必要な措置を講ずることとし、もって区内産業の活性化を図ることを目的とする。

(補助事業の実施)

第 2 条 区長は、前条の目的を達成するため、従業員が大学院大学へ修学する際に要する費用について補助金（以下「修学補助金」という。）の交付を行うものとする。

(補助の要件)

第 3 条 修学補助金を受けることができるものは、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 区内に主な事業所を置く中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業（以下「区内中小企業」という。）に就業していること。
- (2) 大学院大学に在学していること。
- (3) 大学院大学を卒業後、区内中小企業で 2 年以上就業する意思を有すること。
- (4) 次条に定める連帯保証人を立てること。

(連帯保証人)

第 4 条 連帯保証人は、原則として現に就業している企業とする。

2 連帯保証人は、修学補助金の返還等の必要が生じた場合に、その債務に関し従業員と連帯してその責を負うものとする。

(補助の申請)

第 5 条 修学補助金を受けようとする従業員は、修学補助金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（第 2 号様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助の決定)

第6条 区長は前条の申請があったときは、予算の範囲内において、修学補助金の交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

- 2 前項に規定する通知は、修学補助金交付承認・不承認通知書(第3号様式)によるものとする。

(補助金の額および交付)

第7条 修学補助金の額は、1年につき大学院大学の年額授業料の半額を上限として、別に定める。

- 2 修学補助金の交付は、前期・後期の半期ごとに実施する。
- 3 修学補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、修学補助金の交付について、修学補助金交付請求書(第4号様式)に授業料の納付が確認できるものを添付し、区長あてにその都度請求するものとする。

(届出事項)

第8条 補助対象者および保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学補助金交付変更届出書(第5号様式)により、当該変更事項を区長に届け出なければならない。

- (1) 住所または氏名の変更があったとき。
- (2) 大学院大学を休学し、留年し、または停学の処分を受けたとき。
- (3) 大学院大学に復学したとき。
- (4) 大学院大学を退学したとき。
- (5) 勤務する中小企業を退職したとき。
- (6) 心身に著しい故障を生じたとき。
- (7) 死亡または所在不明となったとき。

(補助金交付の停止)

第9条 区長は、補助対象者が大学院大学を休学し、または停学の処分を受けたときは、修学補助金の交付を停止する。

- 2 前項に定める補助金交付の停止は、修学補助金交付停止通知書(第6号様式)により通知するものとする。
- 3 補助金交付を停止する場合で、既に交付した修学補助金があるときは、当該修学補助金については、補助対象者が復学した日の属する学期に係る修学補助金として交付したものとみなす。

(交付の終了)

第10条 区長は、第8条の規定により修学補助金交付変更届出書が提出された場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、修学補助金の交付を終了し、その旨を修学補助金交付終了・取消通知書（第7号様式）により補助対象者および保証人あてに通知する。

- (1) 補助対象者が第8条第4号、第5号または第7号に該当するに至ったとき。
- (2) 修学を継続する見込みがなくなったとき。
- (3) 前2号のほか、当該修学補助金の交付の目的を達する見込みがなくなったとき。

（決定の取消）

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消し、その旨を第7号様式により補助対象者および保証人あてに通知する。

- (1) 偽りその他の不正な手段により修学補助金の交付を受けたとき。
- (2) 修学補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件その他の法令に違反したとき。

（実績報告）

第12条 補助対象者は、対象期間（交付決定を受けた日から卒業後2年を経過する日までの期間をいう。）中、一会計年度につき1度、実績報告書を（第8号様式）を区長に提出しなければならない。ただし区長が提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する実績報告書には、必要に応じて大学院大学在学証明書、就業証明書等を添付しなければならない。

（助成金の返還）

第13条 補助対象者または保証人は、修学補助金の交付の終了または交付決定の取消がなされた場合で返還すべき修学補助金がある場合には、区長が指定する期日までに当該修学補助金を返還しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱および品川区補助金交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるもののほか、修学補助金の交付については、別に地域振興事業部長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

修学補助金交付申請書

産業技術大学院大学修学補助金の助成について、下記のとおり申請します。

| | | | | |
|-----------------------|---------------|---|------------|--|
| 修 学 生 | (フリガナ) 氏 名 | ㊟ | 性 別 | |
| | 住 所 | | 生 年 月 日 | |
| | 電 話 | | 年 齢 | |
| | 申請金額 | | | |
| 勤 務 先 企 業 | (フリガナ) 企業名 | | | |
| | 住 所 | | | |
| | 電 話 | | | |
| | 所属部署 | | | |
| | 就業年月日 | | | |

上記のとおり、修学生については現在、当社に就業しています。

なお、修学生が奨学補助金の対象となり、何らかの理由で修学補助金返還の必要が生じた場合には、その返済について連帯してその責務を負うことを誓約します。

保証人（企業）

住所

企業名

代表者名

第2号様式（第5条関係）

誓 約 書

印

年 月 日

品川区長 あて

住 所

氏 名

㊟

産業技術大学院大学修学補助金の交付申請に際し、下記について誓約します。

記

品川区補助金等交付規則および産業技術大学院大学修学補助金交付要綱の規定を遵守し、産業技術大学院大学卒業後においても、引き続き品川区内の中小企業に引き続き2年以上就業する意思を有していることを誓約いたします。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

修学補助金交付承認・不承認通知書

年 月 日付で申請のあった産業技術大学院大学修学補助金交付について、下記のとおり承認・不承認することを決定したので通知します。

記

1 承認内容

- (1) 修学補助金の交付内容
- (2) 修学補助金交付額

2 承認しない理由

第4号様式（第7条関係）

修学補助金交付請求書

| | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|
| ¥ | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|

年 月 日付第 号で承認通知のあった修学補助金について、産業技術大学院大学大学修学補助金交付要綱第7条の規定に基づき、上記のとおり請求します。

（ただし、 年 期分）

年 月 日

品川区長 あて

住 所 _____

氏 名 _____ 印

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

届出人（修学生・連帯保証人）

住 所

氏 名

㊟

修学補助金交付変更届出書

下記のとおり、異動事項が生じたので届け出ます。

記

| 事 由 | 内 容 |
|-----------|-----|
| 氏 名 | |
| 住 所 | |
| 死 亡 | |
| 所 在 不 明 | |
| 休 学 | |
| 復 学 | |
| 留 年 | |
| 停 学 処 分 | |
| 退 学 | |
| 勤 務 先 退 職 | |
| そ の 他 事 由 | |

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

修学補助金交付停止通知書

産業技術大学院大学修学補助金交付要綱第9条の規定により、産業技術大学院大学修学補助金について、交付の停止とすることを決定したので通知します。

記

- 1 停止の理由
- 2 停止年月日
- 3 現在までの交付状況

| 交 付 期 間 | 交 付 金 額 |
|---------|---------|
| | |
| | |
| | |

第7号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

修学補助金交付終了・取消通知書

産業技術大学院大学修学補助金交付要綱第10条の規定により、産業技術大学院大学修学補助金について、交付の終了・取消とすることを決定したので通知します。

記

1 交付終了・取消の理由

2 現在までの交付状況

| 交 付 期 間 | 交 付 金 額 |
|---------|---------|
| | |
| | |
| | |

3 交付済み補助金の返還額